

平成 27 年 3 月 27 日
大阪府住宅まちづくり部
建築指導室審査指導課

設計事務所等の皆さまへ

お知らせ

(窓口対応の時間について)



日頃より、大阪府の建築・開発指導行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、審査指導課では、審査業務の円滑化及び相談待ち時間の短縮を図るため、その取り組みの一つとして、窓口対応（電話を含む）を下記のとおりさせていただきますので、ご協力をお願いします。

記

平成 27 年 4 月 1 日より


建築確認、開発許可等にかかる窓口対応（電話を含む）の時間を午前 9 時から午後 3 時までとさせていただきます。

（うち午後 12 時 15 分から午後 1 時まではお昼休みです。）

※時間を要すると見込まれる相談についてはあらかじめ電話等で予約し、午後 3 時までに来庁して下さるよう、お願いします。

なお、建築確認や検査を指定確認検査機関に申請される案件（予定のものを含む）について質疑等がある場合は、その指定確認検査機関にお問い合わせください。

大阪府は、指定確認検査機関から直接問い合わせがあった場合は、できる限りすみやかに回答することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

 電話 06-6941-0351 （確認・検査グループ：内線 3026、4323）
（開発許可グループ：内線 3092、3094）

※一般の府民の皆様からの窓口対応は、これまでと変更ありません。

重要なお知らせです。

平成27年3月27日

お客様へ

株式会社 オーネックス

大阪府管轄の建築物における法律解釈の問い合わせ方法について

いつも弊社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、大阪府が管轄する市町村の建築基準法に関する解釈の質疑方法について、厳格なルールの下、実施することが決定されました。

具体的には、お客様が直接、大阪府への電話問い合わせ、来庁による問い合わせも可能であったものが、全て確認検査を行う指定確認検査機関を介し、実施する方式に変更となります。

お客様側としては、別紙様式に必要事項を記載いただき、建築される付近見取図、疑義となっている内容が分かる図面等を添付いただき、弊社までメール等でお送りください。

後日、大阪府から弊社あてに回答があり、その後、お客様へ弊社から回答いたします。

なお、お客様のご協力の下、実施した質疑回答は、弊社が確認検査を行わない場合、他の場所で建築する場合は使用できませんのでご注意ください。

(ポイント)

- ① 大阪府からの回答は、迅速に回答するもの、期間を要するものに区分され、内容により、翌日から1ヶ月程度の期間を要します。
- ② 道路の種別等、道路に関する照会はできませんので、ご注意ください。
- ③ 質疑の受取方法は、訪問、ファックス、メール等お客様のご選択に応じます。
- ④ 事前審査（下見）の段階で生じた疑義についても、弊社から本制度を利用して照会を行います。その際にはお預かりした物件の図面等をご提供いただくこととなりますので、御了承下さい。
- ⑤ 大阪府管轄市町村は以下のとおりです。
能勢町、豊能町、島本町、摂津市、交野市、四条畷市、大東市、柏原市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町
- ⑥ 本制度は試行段階です。必要な改善等としましてご意見ください。弊社が責任をもって大阪府へ意見を述べ改善を要望してまいります。

以上です。

建築基準関係規定による相談シート(窓口用)

次の内容について、別添の資料を添え、次の通り相談します。

1 相談年月日(※1)	2 相談者所属企業 (※1)		3 相談者名 (※1)
平成 年 月 日			
4 相談者連絡先 (※1)	4-1 電話	4-2 FAX	4-3 メール
5 相談地 (※1)		6 主要用途	
7 相談内容			
8 添付書類			

※1 印欄は必須事項ですので、必ず記載してください。

※2 特定行政庁への問い合わせが必要な場合は、当該情報及び資料を必要に応じて提供します。

指定確認検査機関使用欄	
番号 (8ケタ)	
添付図面チェック	<input type="checkbox"/> 付近見取図 (必須) <input type="checkbox"/> その他 (8欄と図面の整合)